

最高裁判所家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成24年2月13日(月) 13:30～16:20

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

青山善充,伊藤眞,小川秀樹,海渡雄一,川島志保,近藤ルミ子,鈴木健太,竹下守夫,
戸倉三郎,豊澤佳弘,原優,山崎敏充,若柳善朗

(幹事)

浅香竜太,岡崎克彦,落合卓,小野寺真也,金子修,小林進,佐藤満,杉井静子,高田
裕成,高野篤雄,中西一裕,春田嘉彦,春名茂,古谷恭一郎,三木浩一,馬渡直史,山
添春樹,山本和彦

4 諮問事項

家事事件手続規則の制定について

5 配付資料

(資料)

- 1 諮問事項
- 2 家事事件手続に関する最高裁判所規則の要綱(案)
- 3 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1 家事関係の関連規則の整備について
- 2 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

6 議事録

【豊澤委員】家庭局長の豊澤でございます。

ただいまから最高裁判所家庭規則制定諮問委員会を開催いたしたいと思います。

現在、この家庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっておりますが、最高裁判所の規則制定諮問委員会規則の5条1項によりますと、各委員会の委員長は、各委員会の委員が互選することとなっております。そこで、この席でまず委員長についてお決めいただきたいと存じます。

事務方といたしましては、法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会の部会長を務められた伊藤眞委員に、委員長をお願いすることで提案したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【豊澤委員】それでは、伊藤委員に委員長をお願いすることになりましたので、よろしくお願いいいたします。

【伊藤委員長】ただいま皆様方からの御推挙でございますので、委員長の職務を引き受けさせていただきます。不慣れでございまして、不行き届きのところが多々あるかと存じますが、審議につきましてよろしく御協力方をお願い申し上げます。

さて、本委員会への諮問事項は、家事事件手続規則の制定についてということでございますけれども、具体的な内容につきましては、事務局が作成した要綱(案)にまとめられておりますので、これに基づいて審議をお願いしたいと存じます。

審議は、お手元の進行予定に従いまして、担当の委員、幹事の説明を聞いた上で、皆様の御意見を伺い、途中、休憩を一度とりたいとは思いますが、大体午後4時ぐらいまで行いたいと考えております。ただ、審議が円滑に進んだ場合には、予定よりも若干早く終了することがあるかもしれませんので、その点もあわせて御了承ください。

それでは、まず古谷幹事から、本日の配付資料と議事録の取り扱いについて説明をお願いし

ます。

【古谷幹事】古谷でございます。

それでは、まず配付資料の御説明をさせていただきます。

資料1は、本委員会に対する諮問事項であり、その内容は先ほど委員長から御紹介のあったとおりです。

資料2は、事務局において作成した「家事事件手続に関する最高裁判所規則の要綱（案）」です。内容につきましては、後ほど御説明いたします。

資料3は本委員会の委員等の名簿でございます。

そのほか、参考資料としまして、「家事関係の関連規則の整備について」と題する書面及び「最高裁判所規則制定諮問委員会規則」を御用意しております。前者は、現在検討している家事事件手続法等の施行に伴う家事関係の関連規則の整備の内容を事務局において取りまとめたものです。その内容につきましては、後ほど御説明いたします。

お手元に資料は全部おそろいでしょうか。

それから、1点付け足しますと、家事事件手続法につきましては、今日机上有りありますこの「六法全書」の追録、白い薄いものに収録されておりますので、適宜御覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

続きまして、議事録の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記して、議事録を作成し、これを何らかの形で公表することとしております。本委員会におきましても、同様の取り扱いにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【伊藤委員長】ただいまの古谷幹事からの説明、特に議事録の取り扱いにつきましては、何か御意見等はございますでしょうか。

（発言する者なし）

【伊藤委員長】もしよろしければ、ただいま提案がございましたとおり、議事録につきましては、顕名、すなわち発言者の名前を明らかにして、かつ公表という方向で作業を進めたいと存じます。

続きまして、今回の本委員会への諮問の趣旨に関しまして、豊澤委員から説明をお願いいたします。

【豊澤委員】皆様、御承知のとおり、家事事件手続法は、昨年5月25日に公布され、公布

の日から起算して2年を超えない範囲内で、政令で定める日に施行されることとされております。

この家事事件手続法におきましては、家事審判及び家事調停に関する事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものにするという観点から、記録の閲覧の制度あるいは参加の制度等の見直しがなされ、さらにそういった当事者等の手続保障の拡充が図られるとともに、電話会議システム、テレビ会議システムなどの手続を利用しやすくするための制度が新設されております。さらに、管轄あるいは不服申立てといった手続の基本に関する事項についての規定が法律で整備されております。

最高裁判所におきましては、家事事件手続法の円滑な運用を図るため、その施行準備といたしまして、家事事件手続規則の制定も含む作業を行っております。最高裁判所の規則の制定につきましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるということになっておりますけれども、最高裁判所が、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができるものとされております。そして、家事事件手続規則につきましては、その重要性等にかんがみ、本委員会に諮問することとされたものであります。

本委員会に対する諮問事項は、先ほど御紹介がありましたとおり「家事事件手続規則の制定について」ということですが、事務局におきましては、これまでに関係機関との協議を重ねるとともに、委員、幹事の一部の方々にお集まりいただいて2回にわたる準備会を開催し、その結果を踏まえて「家事事件手続に関する最高裁判所規則の要綱（案）」を作成いたしております。本日は、この要綱（案）をもとに、御審議をお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

【伊藤委員長】よろしゅうございましょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず最初に、今回、制定する規則の概要について、古谷幹事から説明をお願いいたします。

【古谷幹事】御説明いたします。

本規則は、家事事件手続法3条等の規定による委任を受け、家事事件の手続に関し必要な事項を定めるものです。

その題名につきましては、「家事事件手続規則」としたいと考えております。これは、民事訴訟法に対する民事訴訟規則等の用例に倣うものです。

本規則の構成は、家事事件手続法の構成に倣うものとするを考えております。

要綱（案）の1ページ目の「目次」を御覧ください。「第1 総則」には、原則として全審

級における家事事件の手續すべてに妥当する規律を置き、「第2 家事審判に関する手續」の「1 総則」には、家事審判の手續、不服申立て、再審、審判前の保全処分等に関する通則的な規律を、「2 家事審判事件」には、個別の家事審判事件ごとの特則的な規律を置くものとしています。

「第3 家事調停に関する手續」の「1 総則」には、家事調停の手續等に関する規律を、「2」以下には、合意に相当する審判、調停に代わる審判及び不服申立て等に関する規律を、「第4 履行の確保」には、履行勧告及び履行命令に関する規律を置くものとしています。

次に、ほかの最高裁判所規則との関係について御説明します。

まず、家事審判規則及び特別家事審判規則との関係につきましては、家事事件手続法が家事審判規則及び特別家事審判規則で定める事項の多くについて規定している上、家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法は廃止されること等から、家事審判規則及び特別家事審判規則は廃止することを考えております。

次に、新たに制定される非訟事件手続規則との関係についてでございますが、家事審判法は、原則として現行非訟事件手続法第1編を準用する方式をとっているのに対し、家事事件手続法は、わかりやすさの観点から自己完結的な構成をとり、家事事件については、新非訟事件手続法の規定は当然には適用されないものとされていることから、本規則につきましても、非訟事件手続規則の規定を包括的に準用するという方式はとらず、自己完結的な構成をとることとし、非訟事件手続規則の規定は当然には適用されないものとしてと考えております。

最後に、民事訴訟規則との関係についてですが、家事事件については、民事訴訟法の規定は適用されず、家事事件手続法は、必要に応じて民事訴訟法の規定を準用することとしていることから、本規則においても、民事訴訟規則の規定が当然には適用されないことを前提に、必要に応じて民事訴訟規則の規定を準用することとしたいと考えております。

なお、要綱（案）では、「民事訴訟規則の規定と同様の規律を設けるものとする」と記載している部分と、民事訴訟規則と同様の規律を書き下ろした部分とがありますが、これは、現時点でのわかりやすさの観点から便宜的に書き分けたものでありまして、最終的に民事訴訟規則を準用するか、同様の規律を書き下ろすかについては、法制的な観点も含めて、なお検討することを予定しております。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの古谷幹事からの全般的な説明に関しまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】よろしゅうございましょうか。

それでは、具体的な内容に入りたいと思いますが、要綱(案)の「第1 総則」の部分についての説明をお願いいたします。

【古谷幹事】説明いたします。

「第1 総則」の「1 通則」の「(1)申立て等の方式」は、家事審判規則3条の規律を実質的に維持するもので、その規定は民事訴訟規則1条に倣っています。

「(2)当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項」は、家事審判法7条において準用する現行非訟事件手続法9条1項の規律(申立書の記載事項)を裁判所に提出すべき書面一般に関する規律に改めつつ、これを規則化するものです。その規定ぶりは民事訴訟規則2条に倣っていますが、利害関係参加人も対象に加えています。

「(3)裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出」は、民事訴訟規則3条と同趣旨の新設規定です。

「(4)裁判所に提出すべき書面に記載した情報の電磁的方法による提供等」は、会社非訟事件等手続規則5条等と同趣旨の新設規定です。家事事件においても、これらの規律が必要と考えられることから、手当てをすることとしました。

「(5)催告及び通知」は、家事審判規則12条の2の規律を一部変更するものです。同条は通知の記録化についてのみ規定していますが、本規則では、催告及び通知についての通則的事項を定める民事訴訟規則4条と同様の規律としました。

「(6)公告の方法等」の は、家事審判規則21条の規律を基本的に維持するものです。ただし、日刊新聞紙への掲載の方法による公告については、実務上ほとんど利用されていないこと等にかんがみ、引き継がないこととしました。また、掲示の方法による公告については、(5)の と規定ぶりをそろえました。 は、公告に関する事務は裁判所書記官が取り扱うことを定める新設規定です。

「(7)家事事件の書類の記載の仕方」は、民事訴訟規則5条と同趣旨の新設規定です。

次に、第1の「2 管轄」の「(1)法7条の最高裁判所規則で定める地の指定」は、家事事件手続法7条による最高裁判所規則への個別委任を受け、法のほかの規定により家事事件の管轄が定まらない場合に、審判または調停を求める事項に係る財産の所在地を管轄する家庭裁判所と並んで、管轄権を有する家庭裁判所を、「東京都千代田区」を管轄する家庭裁判所と指定する規定であり、「非訟事件手続法第2条第3項の地の指定に関する規則」の規律を維持す

るものです。

「（２）移送の申立ての方式」は、管轄違いの場合における移送について申立てが認められたことに伴い、移送の申立ての方式を定める新設規定であり、その趣旨は民事訴訟規則 7 条と同じです。

「（３）移送等における取扱い」は、家庭裁判所が、その管轄に属しないと認める家事事件を、管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理する（自庁処理する）場合及びその管轄に属する家事事件をほかの家庭裁判所に移送する場合における当事者等の意見聴取について定める新設規定です。

自庁処理の裁判に対しては即時抗告をすることができず、自庁処理に不服がある者に、移送の申立ての機会を保障する必要があることから、法では、「法 9 条 1 項ただし書の規定による裁判」から「移送の裁判」を除いたもの、すなわち自庁処理の裁判について、意見聴取を必要的としておりますが、他方、法では、法 9 条 1 項ただし書又は同条 2 項の規定による管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所への移送の裁判する際に、当事者等の意見を聞くことができることを確認的に明らかにすることとしています。また、意見聴取の対象としては、当事者に加え、利害関係参加人を明示することとしました。

「（４）移送による記録の送付」は、民事訴訟規則 9 条と同趣旨の新設規定です。

続きまして、「3 裁判所職員の除斥、忌避及び回避」の「（１）除斥又は忌避の申立ての方式等」「（２）除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述」「（３）裁判官の回避」及び「（４）裁判所書記官、参与員及び家事調停官の除斥、忌避及び回避」までは、家事審判規則 4 条の 3 において準用する民事訴訟規則 10 条から 13 条までの規律を維持するものです。

「（５）家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥及び回避」は、家裁調査官及び家事調停委員の除斥の制度が新たに設けられたことに伴い、家裁調査官及び家事調停委員の除斥及び回避について、裁判官の除斥及び回避に関する本規則の規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

続きまして、「4 当事者能力及び手続行為能力」の「（１）法人ではない社団等の当事者能力の判断資料の提出」は民事訴訟規則 14 条と、「（２）法定代理権等の証明」は同規則 15 条前段と同趣旨の新設規定です。

なお、家事事件の手続には選定当事者の制度がないことから、同条後段に相当する規律は設けないこととしています。

「（３）法定代理権の消滅の届出」の 法は、法 20 条の法定代理権の消滅の通知した者の裁

判所に対する届出義務を定める新設規定であり，その趣旨は民事訴訟規則 17 条前段と同じです。

なお，選定当事者に関する同条後段に相当する規律は設けないこととしております。

は，法別表第 2 に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件以外の家事事件において法定代理権の消滅事由が生じた場合には，当然に法定代理権消滅の効果が生ずるものとされているところ，手続の安定性，明確性の確保の観点からは，この場合も裁判所が法定代理権消滅の事実を把握しておく必要があると考えられることから，本人・代理人の裁判所に対する届出義務を定めるものです。

「(4) 法人の代表者等」は，民事訴訟規則 18 条と同趣旨の新設規定です。

次に，「5 手続代理人」の 及び は，家事審判法 7 条において準用する現行非訟事件手続法 7 条 1 項及び 2 項の規律を基本的に維持しつつ，これを規則化するものです。 は，民事訴訟規則 23 条 3 項と同趣旨の新設規定ですが，法別表第 2 に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件以外の家事事件における手続代理人の代理権の消滅は，裁判所に通知することによって効力を生じ，裁判所はこの通知によって代理権消滅の事実を把握することができるので，この場合は届出義務を課さないこととしました。もっとも，代理権消滅を記録上明確にするため，この通知は， において書面でしなければならないものとしています。

次に，「6 手続費用」の「(1) 手続費用の負担」では，家事審判規則 11 条 2 項及び 3 項の規律を維持するほか，法 31 条が，手続費用の負担の裁判を必要がある場合に，その額を確定してするものとしている現行の規律は改め，手続費用額の確定処分は裁判所書記官の権限とする民事訴訟法の規定を準用するものとしたことを受けて，関連する民事訴訟規則の規定と同様の規律を設けることとしています。

なお，事実の調査等の費用を原則として国庫において立て替えるものとする家事審判規則 11 条 1 項については，法 30 条が，民事訴訟費用等に関する法律 12 条（当事者の予納義務）の適用を前提に，例外的に国庫立替えを認める規定を設けたことから，引き継がないこととしました。

「(2) 手続上の救助」の は，手続上の救助の申立ては書面でしなければならない旨を定める新設規定です。これまで民事訴訟において，救助の申立てが専ら書面によりなされていた実情等にかんがみて，申立ては書面でしなければならないものとした。 は，法 32 条が手続上の救助の規定を新設したことを受け，民事訴訟規則 30 条に倣い，手続上の救助の事由については当事者が疎明すべき旨を定める新設規定です。

次に、「7 家事事件の審理等」の「(1) 受命裁判官等の期日指定」は、民事訴訟規則35条と同趣旨の新設規定です。

「(2) 期日変更の制限」は、期日の変更は、顕著な事由がある場合に限りすることができるとする法34条3項を受け、民事訴訟規則37条を参考に、顕著な事由があるとは言えない場合を例示するものです。家事事件の手續においては、期日変更は職権で行われ、当事者の申立ては認められませんが、裁判所の職権発動を制限する規律を設けることとしたものです。

「(3) 裁判長等が定めた期間の伸縮」は、家事審判法7条において準用する現行非訟事件手續法10条の規律を維持しつつ、これを規則化するものです。

「(4) 送達」では、家事事件の手續における送達について、原則として民事訴訟規則第1編第5章第4節と同様の規律を設けることとしています。ただし、家事事件の手續においては、相手方に写しが原則送付される申立書に、送達場所の届出を記載することは相当でない場合も少なくなく、相手方から答弁書的な書面が提出されないことも多いことから、同規則41条2項に相当する規律は置かないことにしました。また、書類の送付については、以下で独自の規定を設けることとしています。

以上です。

【伊藤委員長】それでは、ただいまの「総則」の関係規定に関しまして、御質問、御意見があれば承りたいと思います。どの点からでも結構でございます。

いかがでしょうか、御質問でも結構でございますので。よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】それでは、続きまして、要綱(案)の「第2 家事審判に関する手續」のうち、「1 総則」の「(1) 家事審判の手續」についての説明をお願いいたします。

【古谷幹事】説明いたします。

「第2 家事審判に関する手續」「1 総則」「(1) 家事審判の手續」「ア 通則」の「(ア) 参加の申出の方式等」の は、当事者参加の申出及び申立ての書面に資料の添付を要求する新設規定です。その規定は、民事訴訟規則51条2項を参考にしています。及び は、当事者参加に係る通知について定める新設規定です。第三者の手續への参加は、従前の当事者及び利害関係参加人の手續行為に影響を及ぼし得ることから、これを知らせることとしたものです。 は、利害関係参加について、 から までの規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

「(イ) 手續からの排除の通知」は、手續からの排除に係る通知について定める新設規定で

す。従前の当事者の手続からの排除は、ほかの当事者及び利害関係参加人の手続行為に影響を及ぼし得ることから、これを知らせることとしたものです。

「(ウ)受継の申立ての方式等」の及びは、法令により手続を続行すべき者による受継の申立ての方式を定める新設規定です。その規定は、民事訴訟規則51条を参考にしています。家事審判においては、当事者の死亡等の事由が生じても、手続は中断せず、受継の申立て自体に法的効果は伴いませんが、申立てに対する迅速な判断を可能にするため、受継の資格がある者であることを明らかにする資料を添付した書面で、申立てすることを求めることとしました。

は、この受継に係る通知について定める新設規定です。第三者による手続の受継は、ほかの当事者及び利害関係参加人の手続行為に影響を及ぼし得ることから、これを知らせることとしたものです。

なお、では、ほかの申立権者による受継について、からまでの規律と同様の規律を設けるものとしています。

「(エ)当事者の死亡等の事由の届出」は、当事者に家事審判の手続を続行することができない事由が生じた場合の届出義務を定める新設規定です。その規定については、民事訴訟規則52条を参考にしています。家事審判の手続では、「法令により手続を続行する資格のある者」がいる場合は、法44条の規定により受継の申立てがされることになるため、さらに届出をさせる必要はなく、本規律は、法45条の規定により、1か月以内にほかの申立権者が手続を受継しない限りは事件が終了する場合に、裁判所が、この1か月の起算点を把握できるよう、申立人の死亡等の事実の届出を求めるものであることから、「法令により手続を続行する資格のある者がいないとき」との文言を加えることにより、法45条の局面に限った規律であることを明らかにしています。

また、このような趣旨の規律であれば、届出をすべき者を手続代理人に限る必然性はないことから、民事訴訟規則52条とは異なり、届出をすべき者に「当事者」を加えています。もちろん、当事者死亡の場合は、当事者自らが届出をすることは不可能ですが、資格喪失等の場合には、当事者に届出を求める余地があるものと言えます。

「(オ)期日調書の形式的記載事項」は、家事審判の手続の期日について、調書を作成する場合の形式的記載事項を定める新設規定です。家事審判規則には調書の記載事項についての規定がありませんが、法46条が、手続内容の記録化が、当事者に対する手続保障の基礎をなすことから、家事審判の手続については、原則として調書を作成するものとした趣旨にかんがみ、その必要的記載事項を規則で定めることとしたものです。

なお、具体的な記載事項については、民事訴訟の口頭弁論調書に準ずるものとしています。

「(カ) 期日調書の実質的記載事項」は、家事審判の手続の期日について、調書を作成する場合の実質的記載事項を定める新設規定であり、その趣旨は(オ)と同じです。具体的な記載事項については、民事訴訟の口頭弁論調書に準ずるものとしています。

なお、事実の調査については、期日外で行われる場合もある上、後ほど御説明するエ(ア)の規律によりその要旨を記録上明らかにしなければならないものとしていることから、期日調書の記載事項とはしておりません。

「(キ) 家事審判の手続の期日及びその調書に関する規律」では、家事審判の手続の期日及びその調書について、民事訴訟の口頭弁論に関する民事訴訟規則68条から77条までの規定と同様の規律を設けることとしています。

「(ク) 家事審判事件の記録の正本等の様式」は、家事審判法7条において準用する現行非訟事件手続法17条3項の規律を規則化し、民事訴訟規則33条に倣って事件記録の正本等の様式一般についての規律に改めるものです。

なお、裁判書の正本にいわゆる庁印を要求する規律は引き継がないこととしています。

「(ケ) 家事審判事件の記録の閲覧等の許可」は、人事訴訟規則25条と同趣旨の新設規定です。

「(コ) 受命裁判官の指定」は、受命裁判官の指定の手続について定めるものです。家事審判規則7条4項は、事実の調査を行わせる場合の受命裁判官の指定についてのみ規律を置いています。家事事件手続法は、事実の調査や証拠調べのほか、広く家事審判の手続の期日における手続を受命裁判官にさせることができるとしていることから、民事訴訟規則31条1項に倣って、受命裁判官の指定一般についての規律に改めたものです。

次に、「イ 家事審判の申立て」の「(ア) 家事審判の申立書の記載事項等」の は、家事審判規則2条の規律を基本的に維持し、家事審判の申立書には、法律上、記載が要求される申立の趣旨及び申立ての理由のほか、「事件の実情」を記載しなければならないとするものです。

ここに言う「事件の実情」は、申立ての基礎となる事実をいい、申立ての動機や紛争の経過等を含みます。この点、民事訴訟規則53条1項は、請求を理由づける事実の具体的な記載等を求めています。家事審判の手続においては、弁護士が代理人に選任されない場合も多く、申立てを理由づける事実の具体的な記載等を要求することは實際上困難であること等から、より緩やかな「事件の実情」としたものです。

なお、家事審判規則2条の「事件の実情」は、申立ての理由(申立てを特定するのに必要な

事実)を含むと考えられますが、家事事件手続法では、申立ての理由が申立書の記載事項として特に規定されたことから、本規律の「事件の実情」は申立ての理由を含まないものとして整理しています。

は、「申立ての理由」及び「事件の実情」についての証拠書類、これには、書証のほか事実の調査の資料となる書類が含まれますが、その証拠書類の写しを家事審判の申立書に添付することを求めるものです。この点については、当初、「事件の実情」についてのみ証拠書類の添付を求めることを検討していましたが、第2回準備会において、「申立ての理由」について、証拠書類の添付が不要であるように見え、わかりづらいとの御指摘を受けたことから、「申立ての理由」と「事件の実情」の関係を先ほど述べたように整理した上、その両方について証拠書類の添付を求めることとしたものです。

なお、本規律は、裁判所に対しても証拠書類の原本を提出する必要がないことを明らかにする趣旨であり、証拠書類の写しを反対当事者等に送付することを前提とするものではありません。

は、家庭裁判所が、申立人に対して、身分関係についての資料その他、家事審判の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる旨を定める新設規定です。

「(イ)家事審判の申立書の補正の促し」は、家事審判の申立書の補正の促しを裁判所書記官に命じて行わせることができる旨を定める新設規定であり、その趣旨は民事訴訟規則56条と同じです。

「(ウ)家事審判の申立書の却下の命令に対する即時抗告」は、申立書却下命令に対する即時抗告の抗告状に却下された申立書の添付を求める新設規定であり、その趣旨は民事訴訟規則57条と同じです。

「(エ)参考事項の聴取」は、家事審判の申立てがあったときに、手続進行上の参考事項の聴取を裁判所書記官に命じて行わせることができる旨を定める新設規定です。規定については、民事訴訟規則61条を参考にしています。

「(オ)申立ての変更の通知」は、申立ての変更に係る通知について定める新設規定です。申立ての変更がされると、ほかの当事者及び利害関係参加人の手続行為に影響を及ぼし得ることから、これを知らせることとしたものです。

次に、「ウ 家事審判の手続の期日」の「(ア)音声の送受信による通話の方法による手続」は、法54条による最高裁判所規則への個別委任を受け、電話会議等の方法によって家事審判の手続の期日における手続を行う場合の通話者等の確認及び手続の記録化について定める

新設規定です。規定については、民事訴訟規則 88 条 2 項及び 3 項に倣っています。

「(イ) 手続代理人の陳述禁止等の通知」は、民事訴訟規則 65 条と同趣旨の新設規定です。手続代理人の陳述禁止等の裁判は、審判以外の裁判であり、必ずしも本人に告知されないので、通知に関する規定を置くこととしたものです。

次に、「エ 事実の調査及び証拠調べ」の「(ア) 事実の調査」の は、家事審判規則 7 条の 3 の規律を維持し、科学的調査について一般的に規定するものです。 は事実の調査の記録化について定める新設規定であり、その趣旨は人事訴訟規則第 23 条等と同じです。

「(イ) 裁判所の囑託の手続」は、家事審判規則 9 条の規律を基本的に維持し、家事審判の手続において裁判所がする事実の調査及び証拠調べに係る囑託の手続は、原則として裁判所書記官がする旨を定めるものです。

「(ウ) 証拠調べ」の は、家事審判の手続における証拠調べについて、原則として民事訴訟規則第 2 編第 3 章第 1 節から第 6 節までの規定と同様の規律を設けることとするものです。ただし、争点整理や集中証拠調べを前提とする同規則 100 条及び 101 条は準用しないこととしています。また、非公開の家事事事件の手続では、傍聴を許した者を特定の証人等の尋問の関係で退廷させる必要の生じた場合には、上記許可を取り消せば足りることから、同規則 121 条も準用せず、さらに同規則 139 条も、前提となる民事訴訟法 162 条の規定を法が準用していないことから、準用しないこととしています。

は、当事者本人を尋問する場合における出頭命令を前提とする勾引に関する民事訴訟規則の規定を準用する新設規定で、その趣旨は、人事訴訟規則 15 条と同じです。

は、家事審判の手続における証人尋問等に立ち会う参与員、家庭裁判所調査官等が証人に対し直接発問することを認めた新設規定であり、その趣旨は人事訴訟規則 8 条と同じです。

次に、「オ 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則」の「(ア) 家事審判の申立書の写しの添付」は、法 67 条 1 項が法別表第 2 に掲げる事項についての家事審判の申立書の写しの送付について規定したことを受け、送付に必要な写しを当該申立書に添付することを求める新設規定です。

「(イ) 審問の期日の通知」は、当事者の審問期日の事前通知について定める新設規定であり、その趣旨は人事訴訟規則 22 条と同じです。

次に、「カ 審判等」の「(ア) 審判確定証明書等」は、審判その他の裁判の確定証明書の交付について定めた新設規定です。審判その他の裁判の確定証明書は、法 47 条 1 項及び 6 項の「家事審判事件に関する事項の証明書」に当たりますが、民事訴訟規則 48 条を参考に、交

付の主体を明確にするための規定を置いたものです。

「（イ）審判等の方式等」は、審判書その他の裁判書に関する家事審判規則 16 条の規律のうち、法 76 条等に規定が置かれたものを除く部分について、その内容を一部変更し、審判書を含む裁判書一般について、裁判官が記名押印すれば足りるとするものです。また、審判が告知された旨を審判書原本に付記することを求める家事審判法 7 条において準用する現行非訟事件手続法 18 条 3 項の規律を一部変更し、民事訴訟規則 50 条 2 項と同様に、一定事項を記録上明らかにすれば足りるものとしています。

「（ウ）脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立ての方式」は、手続費用の負担の裁判を脱漏した場合に、手続費用の負担の裁判を求める申立ての方式を規定する新設規定です。

次に、「キ 取下げによる事件の終了」の は、家事審判の申立ての取下げがあった場合において、相手方の同意を要しないときの通知について、 は取下げについて相手方の同意を要する場合の通知について、それぞれ定めるものです。 は、法 83 条の規定によって申立ての取下げがあったものとみなされた場合の通知について定めるものです。民事訴訟規則には同様の規定はありませんが、家事審判の手続においては、取下げを擬制するか否かが裁判所の裁量にゆだねられている上、期日の呼出しを受けず、取下げ擬制により手続が終了したことを知り得ない当事者または利害関係参加人もあり得るなど、民事訴訟とは異なる点があることから、特に規定を設けることとしています。

次に、「ク 高等裁判所が第一審として行う手続」は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合、（1）の規律の適用関係を明らかにするため、規定を置くものです。

以上です。

【伊藤委員長】それでは、ただいま説明があった部分につきまして、御質問、御意見を御覧したいと思います。若干の事項については、準備会における議論の状況などに関しましても紹介がございましたが、そういった点でも結構ですし、その他の点でも、いずれでも結構でございますのでよろしく御覧いたします。

どうぞ、青山委員。

【青山委員】青山です。

大変細かな点で恐縮でございますけれども、12 ページの下のほうの「家事審判の申立て」の（ア）の でございます。ここに、「家事審判の申立てをした者又はしようとする者」という、「しようとする者」が入っておりますが、これは、現行の家事審判規則の 2 条が果たしてそういう運用になっているのかどうか。現状は、申立てをするにはこれこれというふうにか

てございますので、申立人なのか、申立てをこれからする人に対しても、こういうことをしているのかどうかということ、民事訴訟規則のほうは、明らかにこれは、当事者はこういう書面を出さなくちゃいけない、あるいは当事者に対してそういうものを要求することができるということなんですが、ここで、家事審判の場合に、これから申立てをしようとする者に対しても、こういうものの提出を求めることができるとするのは、多分いろいろ親切心もあるのかもしれませんが、その辺のところは、先ほど「しようとする者」について直接の御説明がなかったものですから、お伺いさせていただきたいと思います。

【伊藤委員長】では、古谷幹事、よろしくどうぞ。

【古谷幹事】御説明いたします。

この点につきましては、家事事件での「家事事件手続案内」というのが実務上されておりまして、申立てをする前の段階で、手続教示あるいは手続についての説明等を家庭裁判所の実務で行っているところでございます。

その点を踏まえまして、実際に申立てをした後だけのことに限定せずに、広くこういった規定を置くことが、事件の円滑な運用について、良いことであると思いついた次第でございます。

【伊藤委員長】いかがでしょうか、青山委員、よろしゅうございますか。

【青山委員】結構です。

【伊藤委員長】それでは、他の方はいかがでしょうか。

特別ございませんか。

それでは、審議の途中でございますけれども、いったんここで15分程度休憩をとりまして、その後、引き続いて審議をお願いしたいと存じます。

(休憩)

【伊藤委員長】それでは、審議を再開いたします。

要綱(案)の「第2 家事審判に関する手続」のうち、「1 総則」の「(2)不服申立て」から「(5)戸籍の記載等の囑託」までの説明をお願いいたします。

【古谷幹事】それでは、説明いたします。

「(2)不服申立て」「ア 審判に対する不服申立て」「(ア)即時抗告」では、家事事件手続法が、民事訴訟法の規定を包括的に準用している現行法を改め、個別の規定を置くこととしたことを受け、「原審判の取消事由等を記載した書面」「抗告権の放棄」「抗告の取下げ」「審判書の引用」「第一審裁判所への記録の送付」といった規律を設けるとともに、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、家事審

判に関する規定と同様の規律を設けるものとしています。

「 a 抗告状の写しの添付」は、法 88 条 1 項が抗告状の写しの送付について規定したことを受け、送付に必要な写しを当該抗告状に添付することを求める新設規定です。

「 c 抗告裁判所への事件送付」は、現行家事審判法 7 条が準用する現行非訟事件手続法 25 条が更に準用する民事訴訟規則 174 条の規律を変更し、即時抗告の取下げ等の窓口を明確化する観点等から、上告に関する同規則 197 条に倣い、において事件の送付について規定するとともに、において、事件の送付は、家事審判事件の記録を送付してしなければならない旨の規律を設けるものです。

「 d 原裁判所の意見」は、現行家事審判法 7 条が準用する現行非訟事件手続法 25 条が、さらに準用する民事訴訟規則 206 条の規律を一部変更するものであり、抗告裁判所に事件を送付する際における原裁判所の意見添付を原則として必要としつつ、再度の考案が許されない法別表第 2 に掲げる事項についての審判事件についてはこの限りでないものとし、必要に応じて意見を添付すれば足りることとしています。

この点につきましては、別表第 2 に掲げる事項についての審判事件についての意見の添付をどう考えるかについて、準備会でも議論になりました。この制度と再度の考案の関係に関して、これは再度の考案と結びついたものであるのではないかという御指摘を踏まえまして、今回のような規律を提案させていただいているところでございます。

「 e 原審判の取消事由等を記載した書面の写しの送付」は、いわゆる即時抗告の抗告理由書の写しを抗告裁判所が原則として抗告人以外の当事者及び利害関係参加人に送付しなければならないものとする新設規定です。法律上、写しの送付が要求される抗告状には、実質的な抗告理由の記載がない場合が多いことを考慮し、抗告理由書についても、これと一体をなすものとして、写しを送付することとしたものです。

この点につきましても、議論がございまして、実質的な手続保障を図るために、その抗告理由書は送付すべきであるという意見を受けまして、今回の規律のような提案をさせていただいている次第でございます。

なお、今述べた趣旨にかんがみ、抗告理由書についても、抗告状と同じく、「即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなきとき」及び「抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合」には、写しの送付を要しないものとするとともに、送付の対象を即時抗告の提起後 14 日以内に提出されたものに限ることとしています。

なお、送付される書面の写しについては、「b 原審判の取消事由等を記載した書面」の規律により、抗告状等と同じく、抗告人から提出されることを前提としております。

次に、「(イ) 特別抗告」では、法が、民事訴訟法の規定を包括的に準用している現行法を改め、個別の規定を置くこととしたことを受け、「特別抗告の提起の場合における費用の予納」「特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付」「特別抗告の抗告理由書の提出期間」「特別抗告理由を記載した書面の写しの添付」「抗告裁判所への事件送付」「特別抗告の抗告理由書の写しの送付」及び「執行停止の申立ての方式」についての規律を置くとともに、特別抗告及びその抗告審に関する手続については、一部を除く即時抗告に関する規律及び関連する民事訴訟規則の規定と同様の規律を設けることとしています。

「b 特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付」では、当該通知書の抗告人への到達が特別抗告理由書の提出期間の起算点とされ、抗告人が同期間内に特別抗告理由書を提出しなければ、特別抗告は原裁判所により直ちに却下されるため、その到達時期を明確にする必要があることから、抗告人との関係においては、これを送達すべきものとし、他方、抗告人以外の原審における当事者及び利害関係参加人との関係では、法が家事事件における各種書面について送達ではなく送付で足りるものとしている趣旨に照らし、送付で足りるものとしています。

次に、「(ウ) 許可抗告」では、許可抗告及びその抗告審に関する手続について、一部を除いて、即時抗告及び特別抗告の規律と同様の規律を設けるとともに、関連する民事訴訟規則の規定と同様の規律を設けることとしています。

次に、「イ 審判以外の裁判に対する不服申立て」の「(ア) 抗告状の記載事項」は、審判以外の裁判に対する即時抗告における抗告状の記載事項を定める新設規定です。その趣旨は、人事訴訟規則 26 条と同じであり、審判以外の裁判に対する即時抗告については、付随的な裁判に対する不服申立てによって家事審判事件本体の手続が遅延することを防止するために、抗告状自体に抗告理由の記載を求めることとするものです。

「(イ) 即時抗告の提起に係る記録の送付」の 及び は、審判以外の裁判に対する即時抗告における抗告裁判所に対する抗告事件の記録及び家事審判に係る事件の記録の送付について定める新設規定です。その趣旨は、人事訴訟規則 27 条及び民事執行規則 7 条と同じであり、付随的な裁判に対する即時抗告によって家事審判事件本体の手続が遅延することを防止するため、その事件送付には、原則として抗告事件の記録のみを抗告裁判所に送付すれば足りるものとしています。

及び は、当事者からの記録の閲覧等の許可の申立ての却下に対する即時抗告を原裁判所

が却下したことに對する即時抗告があつた場合における抗告裁判所に対する抗告事件の記録の送付等について定める新設規定です。その趣旨は、人事訴訟規則 28 条及び民事執行規則 7 条の 2 と同じであり、原裁判所による即時抗告却下を對象とする抗告裁判所における審理のためには、抗告事件の記録が送付されれば十分と考えられることから、その事件送付には、原裁判所の意見書等を添付した抗告事件の記録のみ抗告裁判所に送付するものとしています。

「(ウ) 審判以外の裁判に対する不服申立てに関するその他の手続」は、審判以外の裁判に対する不服申立てについて、原則として、審判に対する不服申立てに関する規律と同様の規律を設けるものとしています。

次に、「(3) 再審」の「ア 再審の手続」は、再審の申立書の添付書類を定めるとともに、再審の手続について、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定と同様の規律を設けるものとする新設規定であり、その趣旨は民事訴訟規則 211 条と同じです。

「イ 執行停止の申立ての方式」は、再審申立てに伴う執行停止の申立ての方式を定める新設規定であり、その趣旨は民事訴訟規則 238 条と同じです。

次に、「(4) 審判前の保全処分」は、家事審判規則 15 条の 6 の規律を基本的に維持し、関連する民事保全規則の規定と同様の規律を設けるものです。

次に、「(5) 戸籍の記載等の囑託」は、家事審判規則 21 条の 2 及び 21 条の 3 並びに特別家事審判規則 17 条の 4 及び 17 条の 5 の規律を基本的に維持するものです。ただし、民法等の一部を改正する法律により、親権停止の審判が新設されたこと等を踏まえ、所要の修正を加えています。

以上です。

【伊藤委員長】それでは、ただいま説明があつた部分についての御質問、御意見を承りたいと思いますが、特に 16 ページにございます原裁判所の意見に関しましては、法別表第 2 に掲げる事項についての審判事件に関して、再度の考案が許されないこととの関係をどう考えるかとか、あるいは 17 ページの原審判の取消し事由等を記載した書面の写しの送付に関しても、準備会での議論を踏まえて、このような形で取りまとめられているという紹介がございましたが、そういった点でも結構ですし、その他の点でも結構でございますので、御意見、御質問をお願いしたいと存じます。

どうですか、山本幹事。

【山本幹事】今、委員長からお話があつた、16 ページの d の原裁判所の意見の部分ですけれども、私自身は、このような規定、ただし書きの部分ですけれども、このような規定に賛成を

します。

もともと民事訴訟規則の206条というのは、現行法が制定される前、旧法の段階では、現在の民事訴訟法の333条と同じ規定、原裁判所による更正、いわゆる再度の考案の規定と同じ条文になっていたところが、現行法を制定する際に、この現在の規則の206条の部分だけが分離されて規則の規定になったという経緯だったというふうにされていますが、そういう意味では、再度の考案制度と一体のものであったのではないかというふうに思われますので、再度の考案の適用がない別表第2の事件については、この規定も適用除外されているものとしていいのではないかと。

もちろん、これはあくまでも意見を付さなければならないというところが除外されていて、意見を付すことは妨げられないということだと思いますので、付すべき事件については、意見が付されるということで、それで実際上も特段の問題があるものではないのではないかというふうに思っております。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

ただいまの山本幹事の御発言に関して、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】よろしいですか。

それでは、ほかの点に関してでも結構でございますが。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】そういたしますと、準備会での審議を踏まえて、幾つかの点については、このような形で取りまとめられたということも含めまして、内容及びそれについての説明についての御了解をいただいたものと考えさせていただきます。

引き続きまして要綱(案)の「第2 家事審判に関する手続」のうち、「2 家事審判事件」の部分についての説明をお願いいたします。

【古谷幹事】御説明いたします。

まず、「第2」の「2 家事審判事件」の「(1)成年後見に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった家庭裁判所調査官の報告等、成年後見人に対する指示等、管理者による財産の目録の提出等、抵当権の設定等の登記の嘱託書の添付書類及び後見開始の審判事件を本案とする保全処分に関する規律を維持するとともに、法121条が後見開始等の申立ての取下げについて家庭裁判所の許可を必要としたことを受けて、「ア 申立ての取下げの理由の明示等」の において、申立人に取下げの理由を明らかにする

ことを求めるとともに、及びにおいて、取下げの通知に関する1(1)キの規律の適用を排除し、家庭裁判所の許可があった段階で通知すべき旨を定めています。

次に、「(2)保佐に関する審判事件」及び「(3)補助に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった家庭裁判所調査官の報告等、保佐人・補助人に対する指示等及び保佐開始・補助開始の審判事件を本案とする保全処分に関する規律を維持するとともに、申立ての取下げの理由の明示等について、成年後見に関する規律と同様の規律を設けるものです。

次に、「(4)不在者の財産の管理に関する処分の審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった管理人による財産目録の提出等に関する規律を維持しています。

次に、「(5)失踪の宣告に関する審判事件」の「ア 公告すべき事項」は、家事審判規則40条の規律を実質的に維持するものです。ただし、同条3号から5号までに掲げる事項については、法148条3項に規定されていることから、これらについては掲げていません。

「イ 失踪の宣告の審判等の確定の公告及び通知」は、家事審判規則44条の規律を維持するものです。

次に、「(6)婚姻等に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった夫婦間の協力扶助に関する処分の審判における指示、共有財産の分割に関する処分の審判の申立書の記載事項等及び夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分の規律を基本的に維持しています。ただし、夫婦の共有財産の分割の申立てを公告して、利害関係人の参加を求める必要がある場合は想定しがたいことから、公告に関する規律は引き継がないこととし、申立書の記載事項にも利害関係人を含まないこととしました。

次に、「(7)親子に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等及び特別養子縁組の離縁の審判の確定の通知に関する規律を基本的に維持しています。

次に、「(8)親権に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった親権者の指定又は変更の審判等の確定の通知及び管理者による財産の目録の提出等に関する規律を基本的に維持するものです。ただし、前者については、親権停止の審判が新たに設けられたことから、これを含めた規律に変更しています。また、家事審判規則78条の戸籍通知の規律は、裁判所書記官から戸籍の記載の囑託をすることとし、重ねて戸籍通知

をする必要がなくなったことから、引き継がないこととしました。

次に、「(9) 未成年後見に関する審判事件」は、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった家庭裁判所調査官の報告等、後見人に対する指示等、管理者による財産の目録の提出等及び抵当権設定登記の嘱託書の添付書類等に関する規律を維持するとともに、申立ての取下げの理由の明示等について成年後見に関する規律と同様の規律を設けるものです。

なお、未成年後見人または未成年後見監督人の選任の審判が発効した場合について、戸籍通知を要求する家事審判規則85条及び92条の規律については、裁判所書記官から戸籍の記載の嘱託をすることとし、重ねて戸籍通知をする必要はなくなったことから、引き継がないこととしました。

次に、「(10) 扶養に関する審判事件」は、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった扶養の程度または方法についての決定の審判等における指示に関する規律を維持するものです。

次に、「(11) 推定相続人の廃除に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった推定相続人の廃除の審判等の確定の通知及び管理人による財産目録の提出等に関する規律を維持するとともに、法188条4項が、法別表第1に掲げる事項についての審判事件である推定相続人の廃除の審判について、法別表第2に掲げる事項についての審判事件の手続の特則を準用するものとしたことを受け、関連する本規則の規律(申立書の写しの添付及び審問の期日の通知)と同様の規律を設けるものとしています。

次に、「(12) 遺産の分割に関する審判事件」は、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった遺産の分割の審判の申立書の記載事項等、遺産の換価を命ずる裁判に関する手続及び遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分に関する規律を基本的に維持するものです。ただし、遺産の分割の審判の申立てを公告して、利害関係人の参加を求める必要がある場合は想定しがたいことから、家事審判規則105条の規律は引き継がないこととし、申立書の記載事項にも利害関係人を含まないこととしました。

次に、「(13) 相続の承認及び放棄に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった限定承認等の申述書の記載事項等及び相続財産の管理人による財産の目録の提出等に関する規律を基本的に維持するとともに、限定承認等の申述書について、家事審判の申立書等に関する本規則の規律と同様の規律を設けるとともに、限定承認等の申述を受理する審判における裁判官の記名押印等及び限定承認等の申述が、受理された場合における通知についての規律を新たに置くこととしています。

次に、「(14) 財産分離に関する審判事件」は、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった相続財産の管理人による財産の目録の提出等に関する規律を維持するものです。

次に、「(15) 相続人の不存在に関する審判事件」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった相続財産の管理人の選任等の公告、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書の記載事項等、相続財産の換価を命ずる裁判に関する手続及び相続財産の管理人による財産目録の提出等に関する規律を基本的に維持するものです。

次に、「(16) 遺言に関する審判事件」の「ア 遺言書の検認の方法」及び「イ 期日調書の記載事項」では、家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかったものに関する規律を実質的に維持しています。

また、「ウ 遺言書の検認の期日の通知等」の は、遺言書の検認の期日を申立人等に、通知しなければならない旨を定める新設規定であり、 は、遺言書の検認がされたことの通知を期日に「立ち会わなかった」申立人等にしている家事審判規則124条の規律を一部改め、 の通知を受けた者に対しては、通知を不要とするものです。

さらに、「エ 申立ての取下げの理由の明示等」は、法212条が遺言の確認及び遺言書の検認の申立ての取下げについて家庭裁判所の許可を必要としたことを受け、これらの申立ての取下げについて、申立人に取下げの理由を明らかにすることを求めるとともに、取下げについては、家庭裁判所の許可があった段階で通知すれば足りる旨を定める(1)アの規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

次に、「(17) 任意後見契約法に規定する審判事件」は、特別家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった任意後見監督人に対する指示及び家庭裁判所調査官の報告等に関する規律を維持するとともに、申立ての取下げの理由の明示等について、成年後見に関する規律と同様の規律を設けるものです。

次に、「(18) 戸籍法に規定する審判事件」は、特別家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった就籍許可の審判の発効等の通知に関する規律を維持するものです。

次に、「(19) 厚生年金保険法等に規定する審判事件」は、特別家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立書の添付書類に関する規律を基本的に維持するものです。

次に、「(20) 破産法に規定する審判事件」の「ア 相続の放棄の承認についての申述書の記載事項等」の では、特別家事審判規則中の関連規定のうち、法に規定が置かれなかった

申述書の記載事項に関する規律を基本的に維持し、^イでは、破産手続における相続の放棄の承認についての申述について、家事審判の申立てに関する本規則の規律と同様の規律を設けることとしています。

「イ 破産法に規定する審判事件に関するその他手続」は、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、共有財産の分割に関する処分の審判の申立書の記載事項等に関する規律及び夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分についての規律と同様の規律を、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について、申述の受理の方式及び通知に関する規律と同様の規律をそれぞれ設ける旨の新設規定です。

次に、「(21) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」は、遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立ての方法について定める特別家事審判規則32条の規律を基本的に維持するものです。ただし、家事審判の申立ては常に書面によることとされたので、申立書の添付書類に関する規定に改めています。

なお、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件、遺留分に関する審判事件、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件、児童福祉法に規定する審判事件、生活保護法等に規定する審判事件及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件については、規則化すべき事項はないと考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】この部分は、個別的な審判事件の類型に応じて、従来の審判規則等の規律を維持したり修正したり、あるいは場合によっては新しい規律を創設したりというような内容でございますが、いずれの点につきましても、御質問、御意見があれば承りたいと思います。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】特段の御発言はございませんが、そういったしましたら、引き続きまして要綱(案)の「第3 家事調停に関する手続」及び「第4 履行の確保」の部分についての説明をお願いいたします。

【古谷幹事】説明いたします。

「第3 家事調停に関する手続」「1 総則」「(1) 通則」の「ア 法246条の規定による移送」は、法246条の移送の裁判をする場合の当事者の意見聴取及び同条の移送の裁判が確定した場合の記録の送付について、総則の移送の裁判に関する規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

「イ 家事調停官の権限」は、家事審判規則 143 条 1 項の規律を維持し、家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、本規則上の家庭裁判所、裁判官または裁判長の家事調停事件の処理に関する権限を行うことができる旨定めたものです。

「ウ 家事調停の期日調書等」は、家事調停の手續の期日及びその調書並びに家事調停事件（合意に相当する審判に係る調停事件を含むものとする）の記録及びその閲覧等について、家事審判の手續の規律及び民事訴訟規則と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

次に、「（２）家事調停の申立て」は、家事調停の申立て及び家事調停の申立書について、家事審判の手續の規律と同様の規律を設けるとともに、家事審判規則 137 条の 5 及び 137 条の 6 並びに特別家事審判規則 17 条の 9 の規律を維持し、遺産の分割の調停、寄与分を定める調停及び請求すべき按分割合に関する処分の調停の各申立ての方法について、対応する審判事件に関する規律と同様の規律を設けるものです。

次に、「（３）家事調停の手續」の「ア 家事調停の手續における参加及び排除等」の は、家事調停の手續における参加及び排除、受継、手續の期日、事実の調査及び証拠調べ並びに家事調停の手續における審判その他の裁判について、家事審判事件の手續の規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

は、家事調停の手續における証拠調べの際の調停委員会を組織する家事調停委員による尋問について定めた新設規定で、調停委員会を組織する家事調停委員については、陪席裁判官と同様に、調停委員会を組織する裁判官に告げて、証人、当事者本人または鑑定人を尋問することができるものとしています。

「イ 調停前の処分に違反した場合の制裁の告知」は、家事審判規則 133 条 3 項の規律を維持し、調停前の処分をする場合の違反に対する制裁の告知について定めるものです。

次に、「（４）調停の成立」の「ア 調停の成立の通知」の は、調停が成立した場合の受諾書面提出者に対する通知について定めた家事審判規則 140 条の 2 の規律を基本的に維持するものですが、調停条項案の書面による受諾の場合に限らず、調停成立の期日に出頭していないことがあり得る利害関係参加人に対して、事件終了を知らせる必要があることから、これについても手当てをすることとしています。 は、家事審判規則 142 条の 3 の規律を実質的に維持するものです。

「イ 調停条項案の書面による受諾の手續」の は家事審判規則 137 条の 7 の規律を、は同規則 137 条の 8 の規律を基本的に維持するものです。

次に「（５）調停の成立によらない事件の終了」は、家事審判規則 141 条の規律を基本的

に維持し、調停をしない場合の事件終了、調停不成立の場合の事件終了及び家事調停の申立ての取下げの通知について定めるものです。

次に、「(6)付調停等」の は、調停に付された訴訟事件につき調停が成立し、訴えの取下げが擬制されたことの通知について規定する家事審判規則142条の2の規律を維持するものです。

は、調停に付された家事審判事件につき調停が成立し、調停事件が当然終了した場合における審判事件が係属していた裁判所に対する通知について定める新設規定です。調停に付された家事審判事件につき調停が成立した場合についても、調停裁判所と審判裁判所が異なる可能性がある以上、と同様の規律が必要と考えたものです。

次に、「2 合意に相当する審判」の「(1)審判の確定の通知」は、合意に相当する審判が確定した場合の戸籍通知について定める家事審判規則142条の3の規律を実質的に維持するものです。

「(2)異議の申立ての方式」は、合意に相当する審判に対する異議の申立ての方式を定める新設規定です。 では、合意に相当する審判に対する異議については期間制限があるため、申立ての有無・時期を明確にするために、書面によることを要求し、 では、当事者からの異議は理由が制限されていることから、申立てに当たって、異議の理由を明らかにして、資料を添付するよう求め、 では、利害関係人からの異議については、申立人に、利害関係を明らかにするとともに、その資料の添付を求めるものとしています。

次に、「3 調停に代わる審判」の「(1)審判の確定の通知」は、調停にかわる審判が確定した場合の戸籍通知について定める家事審判規則142条の3の規律を実質的に維持するものです。

「(2)異議の申立ての方式」は、調停に代わる審判に対する異議の方式について定める新設規定です。 では、調停に代わる審判に対する異議については期間制限があるため、申立ての有無・時期を明確にする必要があることから、書面によることを要求していますが、合意に相当する審判と異なり、調停に代わる審判に対する異議は、当事者のみがすることができ、他方、異議の理由について制限はないことから、申立てに当たって、異議の理由等を明らかにすること等を求める規定は置いていません。

は、適法な異議の申立てによって調停に代わる審判の効力が失われた場合に、利害関係参加人に対する通知を要求する新設規定です。

次に、「4 不服申立て等」は、家事調停の手續においてされた裁判に対する不服申立て及

び再審について、原則として、家事審判に関する不服申立て及び再審の規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。

なお、ここに言う「特別の定め」としては、合意に相当する審判及び調停に代わる審判に対する異議に関する規定があります。

次に、「第4 履行の確保」の「1 義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続における嘱託等」のは、履行勧告の手続における嘱託の手続について裁判所書記官が行う旨を定める新設規定です。履行勧告の手続は、家事審判の手続にも家事調停の手続にも当たらず、これらの手続における嘱託についての規定は適用されないことから、別途の規定を置くこととしたものです。

は、履行勧告の手続における記録の閲覧等の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うことを定める新設規定です。

は、履行勧告の手続における記録の閲覧等の許可について、家事審判の手続の規律と同様の規律を設けるものとする新設規定です。履行勧告の手続は、家事審判の手続にも家事調停の手続にも当たらず、これらの手続における記録の閲覧等の許可についての規定は適用されないことから、別途の規定を置くこととしたものです。

「2 義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等」のは、家事審判規則143条の8の規律を維持し、履行命令をする場合の違反に対する制裁告知について定めるものであり、は、性質上は審判である履行命令の手続について、家事審判の手続の規定を適用するものとした新設規定です。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの説明を、大きく分けると、家事調停に関する手続と、それから履行確保の部分になりますけれども、いずれの点でも結構でございますので、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。

どうぞ、山本幹事。

【山本幹事】必ずしもここに記載されているものではないんですが、調停手続における資料の審判手続における取り扱いの点について御質問をさせていただきます。

現在の法律、現在というか家事事件手続法では、調停手続と審判手続とは別個の手続とされながら、調停手続において提出された資料は、その後の審判手続において、事実の調査の対象となって、裁判資料となるという位置づけがされていると承知しております。

その当事者の立場に立ったときに、調停手続では話し合いの材料としてこういう資料を出し

たいのだけれども、ただその後の審判の資料とされるということは、必ずしも本意ではないというような資料というのはあり得ると思われのですけれども、今のような仕組みを当事者が十分認識をしていて、調停手続である資料を出すか出さないかということが選択できればいいのですけれども、必ずしも当事者がその点を十分に認識しているとは限らないとすれば、調停手続の段階でそこに出された資料が、事後の審判手続で今のような形で取り扱われるということを当事者に、十分教示するというか、告知するということが必要ではないかという議論が、法制審議会の場でもされたと思いますし、あるいは学会でもそういう議論がされているのではないかというふうに理解しております。

それで、そういうことを前提にすれば、規則事項としてそういうような何らかの教示の規定を設けることは考えられないかと。準備会でもそのような提案がなされたのではないかというふうに思いますけれども、その点について、この原案の御趣旨について御説明をいただければありがたいと思います。

【伊藤委員長】では、古谷幹事、お願いいたします。

【古谷幹事】今御指摘があった点につきましては、準備会でもいろいろと御意見が出たところでございます。この点につきましては、調停段階の当事者からして、調停限りと思っていたものが審判で使われて、閲覧等の対象になると、それが一種の不意打ちになるような事態は絶対避けなければいけない、この点の認識は共通でございます。

ただ、この点につきまして何か規則上の手当てをするという点についても検討したのですけれども、なかなか手続教示の一般的な規定を置くことの問題性等がございまして、むしろ運用で対応すべき問題であると考えております。今後、当事者に対する説明をどのように効果的に、実効的にやっていくか、そういったあり方について具体的に検討してまいりたいと思っております。

【伊藤委員長】山本幹事、いかがでしょうか。どうぞ。

【山本幹事】私も、準備会等で、他の委員、幹事等の御意見を伺って、なかなか明確な形で規定を設けるということは難しいのかなというふうに思いましたので、この原案には賛成したいと思っておりますけれども、今のような形で、学会でもかなり議論があるところですので、ぜひこの制定後の実務の運用において、当事者の手続保障を十分確保できるような工夫はいろいろな形でしていただきたいというふうに希望している次第でございます。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

その点はよろしゅうございますね。

それでは、ほかの点についていかがでしょうか。

特段御発言はございませんか。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】そういたしますと、要綱(案)についての審議は一通り終わっていただいたことになりますが、今回の諮問事項そのものには含まれておりませんが、家事事件手続法等の施行に伴う関連規則の整備等も予定されているということでございますので、その点につきまして、古谷幹事からの説明をお願いいたします。

【古谷幹事】それでは、御説明いたします。

お配りしております「家事関係の関連規則の整備について」と題するレジユメを御覧ください。それに基づきまして若干の御説明をいたします。

非訟事件手続法、家事事件手続法及びいわゆる整備法の施行に伴う最高裁判所規則の整備等につきましては、別途、1本の整備規則を制定して行うことを検討しております。そのうち、家事関係で整備等を予定しているのは、参考資料1に掲げる7本の規則でございます。ほとんどは引用法令や引用条文の変更にとどまりますが、4の民事調停委員及び家事調停委員規則と7の人事訴訟規則について、ごく簡単に御説明いたします。

4の民事調停委員及び家事調停委員規則については、家事事件手続法274条3項により、高等裁判所が自庁調停を行う場合にも、裁判官と家事調停委員とで調停委員会を組織することができますが、現在、高等裁判所には家事調停委員が所属していないため、高等裁判所の管轄区域内の家庭裁判所の家事調停委員、当該高等裁判所の家事調停委員に職務を行わせることができる旨の規定を設けることを検討しております。

なお、民事調停委員については、既に同様の規定が置かれているところでございます。

次に、7の人事訴訟規則につきまして、まず整備法による人事訴訟法の改正により、人事訴訟においても家事事件と同じく家庭裁判所調査官の除斥の制度が設けられたことから、これに対応して、家庭裁判所調査官の除斥及び回避の規定を新設することを検討しております。

また、整備法による人事訴訟法の改正により、人事訴訟においても、家事事件と同じく、履行確保の制度のうち、金銭の寄託の制度が廃止されたことを受け、これに関する規定を削除したいと考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの関連規則の整備について、特に4と7のいわば実質的な整備に関する点に関しまして、何か御質問、御意見等はございますか。

どうぞ、杉井幹事。

【杉井幹事】現在、私は、立川簡易裁判所の調停委員と東京地方裁判所立川支部の調停委員を兼務という形になっておりますが、今回のこの高裁での調停に当たって、その管内の家事調停委員にその職務を行わせることができるものとするというのは、家裁の調停委員兼高裁調停委員ということで兼務という形で調停委員を任命するのでしょうか。それとも、個々の事件について、その家事調停委員に、この事件について、家事調停委員の職務を行ってくださいというような形で個々に任命するのでしょうか、ちょっとその点を質問したいと思います。

【伊藤委員長】これは古谷幹事でよろしいですか。

【古谷幹事】今の御質問につきましては、個々の事件について、そういった手当てをしていくというようなことになろうかと思えます。

【杉井幹事】はい、わかりました。

【伊藤委員長】よろしゅうございますか。

【杉井幹事】はい。

【伊藤委員長】ほかに、この関連規則の整備に関してはいかがでしょうか。

どうぞ、古谷幹事。

【古谷幹事】今、杉井幹事のほうから御指摘いただいた点については、先ほど御説明したとおりですが、なお検討したいというふうに考えております。

【伊藤委員長】そういたしましたら、特段この関連規則の整備に関してこれ以上御発言がございませんようでしたら、最後に要綱（案）全般につきましてはの御意見あるいは運用上の御希望や御意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（発言する者なし）

【伊藤委員長】それでは、特に運用面に関しまして、裁判所側の御意見として、近藤委員、御発言をいただけますでしょうか。

【近藤委員】先ほど冒頭でも事務局のほうから御説明いただきましたとおりの内容でございますが、私ども、家事事件手続法につきましては、家事事件の手続を国民にとって利用しやすいものとする事や、社会の要請に合致する内容のものとする、そういったものであるというふうに理解しております。また、この手続を具体化する意味合いもあります家事事件手続規則と相まって、今後の家事事件の実務のあり方に大変影響を大きく持つものと、このように理解しております。

このような理解のもとに、東京家庭裁判所では、これまで施行に向けまして、申立書の写し

の送付の試行とか、主要な類型の審判事件、調停事件についての審理モデルの検討など、さまざまな運用検討をしまいいりました。

今後は、今日の議論、これを前提に制定されます家事事件手続規則の趣旨といったものを十分踏まえて、更に検討を重ね、円滑な新法の施行を図っていきたい、このように考えております。

【伊藤委員長】どうもありがとうございました。

引き続きまして、家事事件の運用に代理人として関与されるお立場から、杉井幹事、御発言いただけますでしょうか。

【杉井幹事】私どもも、今回の家事事件手続法について、そして新しい規則のもとでの家事事件の円滑な運用ということに大変関心を持っております。

法律自体は、私は、法制審から関与しておりますが、市民にとって利用しやすくわかりやすい内容になっているというふうに思っておりますが、何よりもやはり運用というのが大事です。裁判所の方からあのように言っていただきましたが、同時に弁護士のほうも、やっと家事事件手続法の研修が始まったところでございますけれども、この研修の中で、私は、非常に個人的な見解ではありますが、従来よりももっとも代理人として弁護士が関与する余地あるいは、分野が広がるのではないかと強調しているところでございます。いずれにしても、私たち弁護士は裁判所と、あるときは協力し、また場合によっては、利用者というか当事者の立場からはっきり物を言うということもあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、法の趣旨に沿ったよい運営ができるように、弁護士、弁護士会としても努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

そのほか、何か全般に関して御意見等があったらこの際承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

【伊藤委員長】では、よろしゅうございますか。

それでは、これまでの本委員会での御審議を踏まえまして、この要綱(案)を要綱として、家事事件手続規則を制定することに御賛同いただいたというふうに受けとめてよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

【伊藤委員長】ありがとうございます。

それでは、この要綱（案）を要綱といたしまして、最高裁判所裁判官会議に建議していただくことにいたします。

最後に、豊澤委員から皆様に一言お願いいたします。

【豊澤委員】本日は、長時間にわたり御審議をいただき、まことにありがとうございました。事務局を代表いたしまして、改めて御礼を申し上げます。

本日御審議をいただいた家事事件手続規則は、家事事件手続法を運用していくために、必要な具体的な手続等を定めるものであり、これからの家庭裁判所の実務、家事事件の実務を形づくる上で、極めて重要な役割を果たすものであります。

事務局といたしましては、この要綱に基づいて速やかに規則案を作成し、最高裁判所の裁判官会議に建議して、家事事件手続規則の早期の制定を図りたいと考えております。併せて、本日御議論いただいた点あるいは御意見いただいた点を踏まえまして、施行の準備に遺漏なきを期したいというふうに考えております。

委員、幹事の皆様方におかれましては、今後とも、家事事件手続法の円滑な施行あるいは家庭裁判所の実務のより一層の充実のために、引き続き御助言等をいただけると幸いに存じます。

最後になりましたが、伊藤委員長におかれましては、円滑な審議、要綱の採択に当たり大変な御尽力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私のあいさつとさせていただきます。

【伊藤委員長】私からも一言申し上げたいと思います。

家事事件手続の適正な運用にとりまして、その基本的な規律を定めます法はもちろんでございますが、手続の細目に関する規律である規則の重要性は言うまでもございません。

本日、さまざまな視点から要綱（案）につきまして、大変熱心な御議論をいただきまして、成案を得ることができました。今後は、この法及び規則についての運用の準備を経て、新しい家事事件手続に移行することができればと期待するところでございます。これも、委員、幹事の皆様方の御協力によるものと厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

【豊澤委員】ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれもちまして終了することにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。